

給与のデジタル払い

「PayPay」や「d払い」といったスマートフォンの決済アプリに給与が直接入金される「給与のデジタル払い」の解禁が検討されています。給与のデジタル払いについて、今回のCBCANEWSで検討される理由やメリットなどをお伝えします。

✚ 給与の払い方法に関する法的ルール

給与の支払い方法といえば、銀行口座への振込が一般的です。ここで、法律において、給与の支払い方法がどう規定されているかをみてみましょう。

【労働基準法】

第24条（賃金の支払い）

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のものでも支払（略）うことができる。

【労働基準法施行規則（省令）】

第7条の2

使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。

- 一 当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み

つまり法律上は、「賃金（給与等）は通貨（現金）で支払わなければならないが、例外的に銀行口座への振込による支払方法も認められている」ということになります。今回検討されている「給与のデジタル払い」は、スマホ決済アカウントへの振込も、銀行口座への振込と同様に、例外的に給与の支払方法として認めようとするものです。銀行振込が例外的な方法だったとは驚きですが、給与のデジタル払いも省令で定める例外的な方法に位置付けられるため、国会での審議が不要で、検討が進めやすいとの事情があります。

✚ 給与のデジタル払い解禁の理由

では、給与のデジタル払いが検討されているのはなぜでしょうか。

ひとつは、政府の成長戦略路線の中で「新たな生活様式」に対応した規制改革の推進が掲げられており、キャッシュレス決済の推進と相まって給与のデジタル払いの解禁が検討される流れとなっていることです。

もうひとつの理由は、スマホ決済が世に浸透するなか、デジタル払いを解禁すると色々なメリットがあり、相当数の利用者ニーズがあると考えられることです。1年前に公正取引委員会が行った消費者アンケートでは、「給与のデジタル払いが解禁されたら決済アカウントに賃金の一部を振り込むことを検討する」と回答した人は約40%に達しています。

では、具体的なメリットを列挙してみましょう。

○ 従業員のメリット

- ・ スマホ決済を利用する人は、銀行口座から決済アカウントに資金移動する手間が省ける

- 銀行振込よりデジタル払いの方が受取時期や回数の自由度が高まると想定されることから、定期的な給与払いを求めない労働者や、短期・日雇い労働者やアルバイトなどの非正規労働者の利便性が向上する
- 銀行口座開設のハードルが高い外国人労働者の報酬受取方法として活用できる

○ 企業側のメリット

- 銀行振込にかかる手数料が削減できる
- 振込手数料が削減できるため、都度払いや少額払いもしやすくなり、従業員の受取方法の多様化に対応できる
- 銀行口座を持たない労働者への支払方法として活用できる

こうしてみると、現行の「月1回の銀行口座給振り」に不便を感じている従業員ほどデジタル払いのメリットを感じることができ、そうした従業員の割合が多い企業ほどデジタル払い導入の必要性が高いと考えられます。実際、アルバイトを多く抱える飲食やコンビニチェーンなどではデジタル払い解禁への関心が高いと言われている反面、正社員が組織の基盤である「連合」（日本労働組合総連合会）はデジタル払いのリスクを鑑みデジタル払い解禁に反対の姿勢を取っています。

✚ 給与のデジタル払いのリスク

デジタル払いのリスクは、スマホ決済アカウントの安全性そのものと考えられています。ここで、スマホ決済を司る「資金移動業」を銀行と比較してみましょう。

	銀行	資金移動業
監督官庁/許認可	金融庁/許可制	金融庁/登録制
保全方法	預金保険制度	供託
保全額	1,000万円を上限	全額（その時点の供託額）
払戻までの期間	数日	最低3カ月～半年程度
不正利用された場合の補償	預金者保護法 （無過失の場合は全額、 軽過失でも3/4は補償）	個社の約款による （法による共通の 保護規定は無い）

資金移動業者の破綻時は供託により資金の保全が図られていますが、払戻までの期間は数か月と長いのがネックです。更に、不正利用された場合の法による保護規定が無いことは注意が必要です。スマホ決済サービスにおける最大のリスク項目と言えるでしょう。

政府は、一定の条件を満たす資金移動業者による給与のデジタル払いを認め、今年度中の実施を目指す方針です。従業員が企業にデジタル払いを強要させられるようなことがなければ、解禁に大きな問題はないと筆者は考えますが、業者においては一層のセキュリティ対策が求められるでしょう。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL : 03-3812-8211 FAX : 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先